

劇「アラジン」～もう一つの30thアニバーサリー～

県立球磨養護学校



中学部では、創立30周年を記念して劇「アラジン」に取り組みました。自分達で取り組んだ本年度の30周年で、何が大切なのかを劇を通して演じました。一人一人が、がんばってきたことや得意なことを活かして、自分の役を演じ、作り上げていきました。

「第1幕 王様からの命令」
「第2幕 アラジン一家と魔法のランプ」

「第3幕 未来の国で」「第4幕 いざチャレンジ」「第5幕 フィナーレ」で、「どんな時も、笑顔、協力、そして挑戦することを忘れないこと。そして、かけがえのない「仲間」というご褒美をみんな手にいれる。」という内容です。

2月13日は、保護者の皆さん、多良木学園の職員の方に来て頂き披露しました。一人一人の一所懸命な姿に笑いあり、拍手あり、涙あり・・・観客席と一体となり、すばらしい劇となりました。
(原稿・写真提供:球磨養護学校)



南九州大会準優勝 小学生女子招待バレーボール

第4回南九州小学生女子招待バレーボール大会（多良木町バレーボール協会主催）が、2月15日に多良木町民体育館で開催され、多良木ジュニア（澤村研史監督）が見事準優勝しました。

大会は熊本、鹿児島、宮崎の強豪12チームが参加して行われ、予選をパート一位で通過し、決勝で鹿児島の上小川クラブに惜しくも負けましたが大健闘でした。

先の鹿児島で行われた「きさらぎ杯」でも三位に入賞しており今後も期待が持てるチームになりました。キャプテンの高田涼花さんは「5年生が3人、4年生が2人、2年生が3人しかいませんが準優勝することが出来ました。それは、チーム一人ひとりのやる気と勝ちたいと言う思いが強かったからだと思います。これからも沢山試合があると思うので、皆で心一つにして頑張っていきたいと思います」と話してくれました。

優勝と3位のダブル入賞

多良木中・剣道部

多良木中学校（一井 武明校長）剣道部が第19回人吉織月城少年剣道基本練成大会にてAチームが優勝、Bチームが三位入賞と素晴らしい成績を収めました。優勝したAチームの主将石井朋美さんは「一年生が多いので、錦に勝つために自分のポジションを考え、私を含む二年生が引っ張って行こうと頑張りました。優勝した瞬間はやった～って感じで胸が張り裂けそうでした。でもこれで終わるのでなく、もっと上を目指して頑張ります」と話しています。また部のキャプテンの野中研志君は「チーム全体のレベルが高くなってきたので、これからも競争しあって中体連でも錦中に勝って優勝することが目標です」と話してくれました。



卒業を祝う会に大型からくり紙芝居



上中球磨にある小中学校の特別支援学級の卒業を祝う会が多良木小学校（友尻啓基校長）でありました。プログラム一番で岡原小学校OBを中心に構成された「たたみちゃんの会」の大型からくり紙芝居「さるとかに」の読み聞かせがありました。手作りの楽器や木琴の音楽に合わせてのお話しが始まると、生徒達は楽しそうに聞き入っていました。司会を務めた斉藤佳奈さんは、「さるとかにを作ったのが出て来た時にすごいな～と思いました」と喜んでいました。

お話しが始まると、生徒達は楽しそうに聞き入っていました。司会を務めた斉藤佳奈さんは、「さるとかにを作ったのが出て来た時にすごいな～と思いました」と喜んでいました。



ひと足早い"もぐら打ち"

馬門子ども会が2月7日に「7日のもぐら打ち、粟もちい～らんばい、米もちく～だいの、えんやらや、えんやらや」と歌いながら、わらで地面を叩きながら、無病息災と五穀豊穡を願って一軒々周りしました。この行事は同地区で約25年間続いているもので、「だいたい毎年2月14日に実施していたのですが保護者の都合で今年は一週間早くなりました。昔は餅を貰っていたようですが、近年はお菓子や金を貰うようになりました。よその地区ではされていないので未永く保存出来るように協力していきたい」と会長の平野幸夫さんが話されていました。当日は今までにない沢山のお土産を頂いて、子ども達は大変喜んだようです。



多良木警察署だより



振り込め詐欺に注意！

振り込め詐欺（恐喝）事件が多発しています。特に、2月に入り、熊本県内で息子や孫を語り、「携帯電話の番号が変わった」等と電話を架け、その後、「飲酒事故を起こした」、「警察にバレたら会社をクビになる」「示談にするからお金を振り込んで」等と言ってお金を請求する「オレオレ詐欺」が、**5件（被害総額1270万円）**発生しています。また、多良木警察署管内においても、平成20年中に、なんと約300万円の振り込め詐欺の被害が発生しております。

振り込め詐欺は、身近なところでも起こっていると認識していただき、おかしいと思ったら、振り込まずにすぐ相談しましょう。

自転車に乗る時は携帯電話等は使えません！

平成21年1月1日から、熊本県道路交通規則の改正により、自転車（軽車両を含む）に乗車する場合は、**携帯電話や、携帯用の電子機器を使用するの運転行為が禁止**されました。

違反すれば**5万円以下の罰金**となります。（イヤホン、ヘッドホン等を使用しながら自転車に乗車することも禁止されています。）



(原稿提供:多良木警察署)